

仕 様 書

1 品名

鉄くず（自転車等）売払（前期）（単価契約）

（注1） 自転車には、部品が欠損しているものがある。

（注2） 鉄くずには、自転車に積載された荷物や車体カバーなど、自転車以外のものが含まれる。

2 数量（見込）

1, 100台

（注）台数は、見込み台数であるため増減する場合がある。

3 引取

広島市が指定した数量を、広島市が指定した日（月平均1回）に引取るものとする。

なお、広島市が指定した1回分の数量が極端に少ない場合、広島市との協議により次回分の引取りと合わせて行うことができるものとする。

4 引取場所

広島市西部自転車等保管所(広島市西区扇二丁目1番地)及びその他広島市が指定する場所

5 契約金額

自転車1台当たりの単価

（注） 部品が欠損しているものも1台と数える。

6 契約期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

7 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

8 留意事項

(1) 物品を引き取るときは、本市職員の指示に従って行うものとする。

(2) 物品は、自転車以外のものもすべて引取るものとし、自転車又はその一部等として再使用することなく、全てスクラップ処分するものとする。また、鉄くずとして再利用できる部分は、再利用を図るものとする。

なお、引取又は処分の過程において生じる廃棄物は、買受人の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に適合するよう処理するものとする。

- (3) 自転車の処分にあたっては、自社の処分施設により処分することとする。ただし、施設の故障等やむを得ない理由により一時的に自社の処分施設を利用できない場合を除く。

9 報告

引取1回ごとに、別紙「鉄くず（自転車等）引取書兼処分実施報告書」にスクラップ処分をしたことが分かる証明写真（使用するトラック、自転車等の積込時、スクラップ処分時等の写真）及び公認の計量証明書を添付し、提出するものとする。

10 損害賠償

契約の履行にあたって、広島市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

令和 年 月 日

広島市長 松井 一實 様

住 所
会社名
代表者

印

鉄くず（自転車等）引取書兼処分実施報告書
（令和 年 月 日分）

下記の鉄くず（自転車等）を引取り、処分しましたので報告します。

記

自転車引取・処分台数	台
------------	---